

2022年12月20日

SMBC日興証券株式会社

### 東京証券取引所および大阪取引所による処分について

本日、当社は、本年10月7日に金融庁より行政処分(業務停止命令及び業務改善命令)を受けた行為について、株式会社東京証券取引所より、2023年1月16日から同年1月20日までの自己勘定による有価証券の売買(ただし、処分公表日以前の既往の契約の履行に伴う売買等、取引所が個別に認めたものを除く)の停止処分・過怠金3億円の賦課および株式会社大阪取引所より、戒告処分を受けました。

当社といたしましては、この度の処分を重く受けとめ、このような処分を受けるに至った事態を起こしたことについて深くお詫び申し上げます。本年11月4日に公表しました、改善・再発防止に向けた取り組み\*を着実に実行し、お客さまをはじめ関係者の方々からの信頼回復に努めてまいります。

※ 本年11月4日のプレスリリース「金融庁による行政処分に基づく報告書提出について」

→ [https://www.smbcnikko.co.jp/news/release/2022/pdf/221104\\_01.pdf](https://www.smbcnikko.co.jp/news/release/2022/pdf/221104_01.pdf)

#### 【お客さまへの影響】

- ・ 日本株式の現物取引および信用取引の買い注文・売り注文(市場委託取引)には影響ございません。
- ・ 市場委託取引以外の日本株式取引のうち、当社の自己勘定取引を伴う一部の取引に影響が出る見込みです。影響が出る取引の内容が確定次第、速やかに当社ホームページにてお知らせいたします。
- ・ 外国株式や投資信託、ファンドラップ、債券等の売買やサービスには影響ございません。

ご不明点については、大変お手数をおかけいたしますが、お取引いただいている担当者および店舗の代表電話番号もしくはコンタクトセンターまでお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

各店舗の代表電話	当社 HP>個人のお客さま>支店案内>支店一覧(リストから探す) <a href="https://www.smbcnikko.co.jp/cgi-bin/service/office/list.cgi">https://www.smbcnikko.co.jp/cgi-bin/service/office/list.cgi</a> (平日 8:30~17:30)
コンタクトセンター	0120-236-250 (平日・土曜 9:00~17:00)

以 上